

特に居住の安定を図る必要があるとして白子町が定める方（単身入居できる方）は、以下の通りです。

1. 60歳以上の方
2. 障害者で、その障害が次に定める程度である方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級までの身体障害者の方
 - イ 1級～3級の精神障害者または同程度の障害と認められる精神的障害者の方
 - ウ イの精神障害に相当する程度の知的障害者の方
3. 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症である方
4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方
5. 生活保護法による被保護者
6. 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
7. ハンセン病療養所入所者等
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方
 - ア 一時保護または保護が終了した日から5年を経過していない方
 - イ 裁判所が接近禁止命令を下した日から5年を経過していない方